

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条の規定によつて、製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十二年三月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験の日時

平成二十二年六月二十一日（月） 午後二時から午後四時まで

二 試験の場所

広島市中区基町一〇番五二号

広島県庁舎本館六階講堂

三 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものの
- 2 学校教育法第四十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したもの
- 3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者、又は製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）附則第二項に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 4 製菓衛生師法附則第三項に規定する者（旧国民学校令による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則附則第二項に規定する者をいう。）であつて、一年以上菓子製造業に従事したものである者（前各号に該当する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、この法律の施行の日において三年を超えているもの又はこの法律の施行の日後で三年を超えるに至つたもの
- 5 製菓衛生師法の施行（昭和四十一年十二月二十六日）の際現に菓子製造業に従事している者（前各号に該当する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、この法律の施行の日において三年を超えているもの又はこの法律の施行の日後で三年を超えるに至つたもの

五 受験手続

- 1 受験願書の受付期間

平成二十二年四月一日（木）から平成二十二年四月三十日（金）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで）。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

2 受験願書の提出先

受験願書は、次に掲げる住所地の区分に応じ、当該区分に掲げる場所に提出すること。

- (一) 広島市中区
広島市保健所食品保健課（〒七三〇―〇〇四三 広島市中区富士見町一―番二七号）
- (二) 広島市東区
広島市保健所東区分室（〒七三二―八五二〇 広島市東区東蟹屋町九番三四号）
- (三) 広島市南区
広島市保健所南区分室（〒七三四―八五二三 広島市南区皆実町一丁目四番四六号）
- (四) 広島市西区
広島市保健所西区分室（〒七三三―八五三五 広島市西区福島町二丁目二四番一―号）
- (五) 広島市安佐南区
広島市保健所安佐南区分室（〒七三二―〇一九三 広島市安佐南区古市一丁目三三番一―四号）
- (六) 広島市安佐北区
広島市保健所安佐北区分室（〒七三二―〇二九二 広島市安佐北区可部四丁目一三番一―三号）
- (七) 広島市安芸区
広島市保健所安芸区分室（〒七三六―八五五五 広島市安芸区船越南三丁目二番一―六号）
- (八) 広島市佐伯区
広島市保健所佐伯区分室（〒七三一―五一九五 広島市佐伯区海老園二丁目五番二―八号）
- (九) 大竹市
大竹市市民生活部保健介護課（〒七三九―〇六九二 大竹市小方一丁目一―番一―号）
- (十) 廿日市市
廿日市市福祉保健部健康推進課（〒七三八―八五二二 廿日市市新宮一丁目一―三番一―号）

(出) 府中町

府中町生活環境部環境課（〒七三五一八六八六 安芸郡府中町大通三丁目五番一
号）

(㉔) 海田町

海田町福祉保健部保健センター（〒七三六〇〇六六 安芸郡海田町中店八番三三
号）

(㉕) 熊野町

熊野町生活環境課（〒七三一四二九二 安芸郡熊野町中溝一丁目一番一号）

(㉖) 坂町

坂町保険健康課（〒七三一四三九三 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目一番一号）

(㉗) 呉市

呉市保健所生活衛生課（〒七三七〇〇四一 呉市和庄一丁目二番一三号）

(㉘) 江田島市

江田島市環境課（〒七三七二二九九二 江田島市能美町中町四八五九番地九）

(㉙) 安芸高田市

安芸高田市保健医療課（〒七三一〇五九二 安芸高田市吉田町吉田七九一番地）

(㉚) 安芸太田町

安芸太田町住民生活課（〒七三一三八一〇 山県郡安芸太田町大字戸河内七八四
番地一号）

(㉛) 北広島町

北広島町保健課（〒七三一一五九五 山県郡北広島町有田一二三四番地）

(㉜) 東広島市

東広島市福祉部社会福祉課（〒七三九一八六〇一 東広島市西条栄町八番二九号）

(㉝) 竹原市

竹原市福祉保健課（〒七二五〇〇二六 竹原市中央三丁目一四番一号）

(㉞) 大崎上島町

大崎上島町保健衛生課（〒七二五〇四〇一 豊田郡大崎上島町木江四九六八番
地）

(㉟) 三原市

三原市保健福祉部保健福祉課（〒七二三〇〇一四 三原市城町一丁目二番一号）

(㊱) 尾道市

尾道市福祉保健部健康推進課（〒七二二〇〇一七 尾道市門田町二二番五号）

尾道市因島保健センター（〒七二二二三三四 尾道市因島田熊町四四八二番地

六）

(㊲) 世羅町

世羅町保健福祉課（〒七二二一一九二 世羅郡世羅町大字本郷九四七番地）

(㊳) 福山市

(㉞) 福山市保健所総務課（〒七二〇―〇〇三二 福山市三吉町南二丁目一―番二二号）

(㉟) 府中市

府中市市民生活部保健課（〒七二六―〇〇一 府中市広谷町九一九番地三）

(㊱) 神石高原町

神石高原町保健課（〒七二〇―一五二二 神石郡神石高原町小島一七〇―一番地）

(㊲) 三次市

三次市役所総合窓口センター（〒七二八―八五〇一 三次市十日市中二丁目八番一
号）

(㊳) 庄原市

庄原市保健医療課（〒七二七―八五〇一 庄原市中本町一丁目一〇番一号）

(㊴) 広島県外

広島県健康福祉局保健医療部生活衛生課食品衛生室（〒七三〇―八五一― 広島市
中区基町一〇番五二号）

3 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（出願前六か月以内に撮影した名刺形〔縦九センチメートル、横六・五センチ
メートル〕の無帽かつ正面上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記入したも
の）

(三) 前記四 1 又は 3 に該当する者は、当該施設において一年以上製菓衛生師として必要
な知識及び技能を修得したことを証する書類

(四) 前記四 2 又は 4 に該当する者は、学校教育法第四十七条又は製菓衛生師法附則第三
項に規定する者であることを証する書類及び菓子製造業従事証明書

(五) 前記四 5 に該当する者は、菓子製造業従事証明書

(六) 職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表に掲げる検定
職種のうち、菓子製造に係る一級又は二級の技能検定に合格した者で試験科目のうち
製菓理論及び実技の免除を受けるものは、その技能検定に合格したことを証する書類
その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する場合は、受験
願書を提出する際に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態
に応じて必要な配慮を講ずることがある。

六 受験手数料

九千四百円

この手数料は、九千四百円に相当する額の広島県収入証紙を受験願書の所定欄にはって
納めること。

広島県収入証紙には消印をしないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

七 受験票の交付

受験票は、試験日の一週間前までに直接本人に送付する。

八 携行品

受験票及び筆記用具

九 合格者の発表

平成二十二年七月二十一日（水）に広島県庁舎前の掲示場にその受験番号を掲示するとともに、広島県のホームページに掲載する。

あわせて、受験者全員に合格証書又は不合格通知を郵送する。

十 問い合わせ先

この試験についての問い合わせは、次のいずれかの場所に行うこと。

- 1 広島市保健所食品保健課（電話〔〇八二〕二四一―七四一七）
- 2 広島市保健所東区分室（電話〔〇八二〕五六八―七七五二）
- 3 広島市保健所南区分室（電話〔〇八二〕二五〇―四一三六）
- 4 広島市保健所西区分室（電話〔〇八二〕二九四―六四九一）
- 5 広島市保健所安佐南区分室（電話〔〇八二〕八三一―四五六三）
- 6 広島市保健所安佐北区分室（電話〔〇八二〕八一九―三九五六）
- 7 広島市保健所安芸区分室（電話〔〇八二〕八二一―二八二九）
- 8 広島市保健所佐伯区分室（電話〔〇八二〕九四三―九七六二）
- 9 大竹市市民生活部保健介護課（電話〔〇八二七〕五九―二二四〇）
- 10 廿日市市福祉保健部健康推進課（電話〔〇八二九〕二〇―一六一〇）
- 11 府中町生活環境部環境課（電話〔〇八二〕二八六―三三四二）
- 12 海田町福祉保健部保健センター（電話〔〇八二〕八二三―四四一八）
- 13 熊野町生活環境課（電話〔〇八二〕八二〇―五六〇六）
- 14 坂町保険健康課（電話〔〇八二〕八二〇―一五〇四）
- 15 呉市保健所生活衛生課（電話〔〇八二三〕二五―三五三六）
- 16 江田島市環境課（電話〔〇八二三〕四〇―二七六八）
- 17 安芸高田市保健医療課（電話〔〇八二六〕四二―五六一九）
- 18 安芸太田町住民生活課（電話〔〇八二六〕二八―二二一六）
- 19 北広島町保健課（電話〔〇八二六〕七二―〇八五三）
- 20 東広島市福祉部社会福祉課（電話〔〇八二〕四二〇―〇九三二）
- 21 竹原市福祉保健課（電話〔〇八四六〕二二―七二五七）
- 22 大崎上島町保健衛生課（電話〔〇八四六〕六二―〇三〇三）
- 23 三原市保健福祉部保健福祉課（電話〔〇八四八〕六七―六〇三七）
- 24 尾道市福祉保健部健康推進課（電話〔〇八四八〕二四―一九六二）
- 25 尾道市因島保健センター（電話〔〇八四五〕二二―〇一二三）
- 26 世羅町保健福祉課（電話〔〇八四七〕二五―〇二九四）

- 27 福山市保健所総務課（電話〔〇八四〕九二八―一六四）
- 28 府中市市民生活部保健課（電話〔〇八四七〕四七―一三二〇）
- 29 神石高原町保健課（電話〔〇八四七〕八九―三三六六）
- 30 三次市役所総合窓口センター（電話〔〇八二四〕六二―六一三四）
- 31 庄原市保健医療課（電話〔〇八二四〕七三―一五五）
- 32 広島県健康福祉局保健医療部生活衛生課食品衛生室（電話〔〇八二〕五二―三二〇
四〔ダイヤルイン〕）

郵送等によって受験願書などを請求する場合は、返信先のあて先を明記し、八十円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。